

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成24年7月2日(月)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

五十嵐仁, 糟屋江美子, 坂本俊治, 田中実, 西子好之, 藤田美枝子, 山内真一(以上学識経験者), 黒柳安生, 望月正人(以上弁護士), 砂山博之(以上検事), 竹花俊徳, 生島恭子(以上裁判官)

(事務担当者)

田島克彦(事務局長), 古賀正弘(首席家庭裁判所調査官), 吉山博仁(少年首席書記官), 中村亜希子(裁判官), 浅野桂子(次席家庭裁判所調査官), 結城正彦(次席家庭裁判所調査官), 古積辰次郎(主任家庭裁判所調査官), 萩原勝則(訟廷管理官), 保科博史(主任書記官)

(庶務)

宮澤康弘(総務課長), 太田広幸(総務課課長補佐)

4 議事内容等

- (1) 新たに任命された山内真一委員, 砂山博之委員, 坂本俊治委員より自己紹介がされた。
- (2) 意見交換テーマである「少年事件と被害者」について, 中村裁判官から法律上少年審判における被害者の位置づけについて, 萩原訟廷管理官から被害者配慮制度の概略について, 浅野次席家裁調査官と古積主任家裁調査官から被害者調査について, それぞれ説明がされた。その後, 意見交換に先立って, 少年審判廷の見学を行った。
- (3) 各委員からの次のような意見等が述べられた。

(○印: 委員発言, ◇事務担当者発言)

- 被害者調査を行う基準はあるのか、また、どれくらいの割合であるのか、調査官の人数と担当事件はどの程度あるのか。
- ◇ 全国的な基準はない。各庁で決めている。但し、共通点としては、故意で重大な事案、怪我の程度が大きい事案等を対象としており、静岡では、全体の約一割程度である。本庁における少年担当調査官は6名おり、概ね身柄事件で一人月1～2件程度、在宅事件で一人月10件前後を担当している。
- 被害者調査をした結果が審判に影響するのか。単なる被害者から意見を聞くことのガス抜きではないのか。また、被害者調査の結果がどう活かされるのか。
- ◇ 調査官からは、被害者の意見だけで処分が決まるものではない旨説明している。調査の結果については、処分するにあたって考慮すべき要素にはなる。意見がそのまま処分に結びつくものではないが、影響するかと言えば影響する。
- 少年法における被害者配慮の必要性について条文がはじめからあったか。社会変化に応じた結果か。
- ◇ 平成12年に、被害者の声に応える形で少年法が改正された。
- 凶悪犯罪が増大している傾向にあると思うか。
- ◇ 件数、率とも減少している。
- 家庭裁判所の目的は何かということについて、少年の再教育の場であると言えるが、被害者の立場では、罪を償ってもらいたいということが優先事項である。罪を償うことを抜きにして、再教育の場といっても、被害者には受け入れられないのではないか。また、審判廷について、大人と社会が本気度を示すためにも成人事件の法廷のような設備にすべきである。
- 少年については、判断力、経験力、思いやりなど人それぞれではあるが、いずれも大人レベルではない。しかし、情報収集能力は高い場合もあるので、権威的なところを見せる必要もあるかと思う。
- 少年の健全育成と被害者配慮の調整があり、この被害者配慮は付け足したように思う。犯罪行為に対しては、社会人同様に罪を償い、その後、少年の更生、健全育成を図る

べきではないか。特に凶悪な犯罪を行った場合などには、犯罪として認めさせるべきではないか。

- 少年の中には被害者のことを理解しない者がいて、その点を理解させることでは、平成12年の少年法の改正意義は大きい。罪は罪として、その次に健全育成を図るとの意見は違うのではないか。
- 少年事件であっても悪質な事案は、検察官送致の手續もある。実際の事件の多くは、そのような事案ではない。ただ、実際に審判廷を見学して、被害者が意見陳述を行う施設としては、どうかという疑問がある。
- 各委員の少年事件のイメージが噛み合っていない。自分の経験から、少年にとっては、裁判官から直接話しがされる場として、審判廷のような場が必要である。特に14歳未満の触法少年はその事案を起こした背景や経緯も十分考えなくてはならないので、審判廷のような場は必要である。
- 市民レベルでは、被害者配慮が必要な事件はマスコミが取り上げるような凶悪な事件のイメージがある。
- 被害者は感情的に話すことがあり、その話からいかに客観的事実を聞き出すかということにあることから、調査官の被害者調査は難しいと思う。調査官の立ち位置は非行少年の側にあるため、その苦労は多いのではないか。
- 被害者カウンセリング的な専門的な人を交えて被害者から話しを聞くことができないか。現実に被害者をカバーするところはないのではないか。被害者側の配慮の必要性について、家庭裁判所から働きかけていく必要がある。
- 被害者は、気持ちを持っていくところがない。家庭裁判所から離れて、被害者の声を聞く制度を国としてつくる必要がある。
- 資料を見て感じることは、家庭裁判所が誰の味方で、何をしてくれるところなのか。加害者である少年側にあり、被害者側を押さえるように見えていたが、本日の話を聞き、理解することができた。
- 犯罪被害者の声を反映していくには限界があり、調査官が全て対応することは無理で

ある。被害者カウンセリング的な第三者機関をつくっていかねばならないとの声が出てきているし、その方向は必要だ。

- 犯罪被害者支援センターは各地にあり、そこから委託を受けた臨床心理士会などがカウンセリングを行っている。NPO法人で国の制度ではない。年間を通じて警察と連携をとって活動している。
- NPO法人が力を発揮できるよう条件を備えていかななくてはならない。国の機関となれば難しいことになる。警察を通して被害者から話を聞くルートで、カウンセリングを活用できるようにならないか。
- 犯罪被害者支援センターは、年間を通じて臨床検査士も当番制をとって警察からの連絡を受け対応している。財源については分からない。
- 加害者と被害者の調査をする調査官は別の方が行うのか。
- ◇ 基本的には別の調査官が担当する。
- 被害者の立場では、社会人として調査に協力をしたいという思いと、気持ちからとてできないということがあると思うが、一般的には協力はできないのではないか。
- 調査官は、少年、被害者双方の調査を行い、調査した結果から分かった事実をどのように活用しているのか、その次に、少年の家庭的な背景などの環境が見えてくるということか。

(委員長) 次回は、被害者配慮制度と家庭裁判所の教育的働きかけとをどう結びつけて考えていくか、その観点から各委員の意見を伺うこととして、少年の健全育成と被害者配慮について、もう少し議論を進めてみたい。

その上で、次のテーマに入りたい。次のテーマとしては、裁判所より面会交流について、委員の意見を聞きたいと提案されている。次回の進行予定は、私の方で裁判所と更に検討したい。

5 次回期日

次回期日は、11月下旬から12月上旬の間で各委員の都合を伺って調整することとなった。